

※ 年度内の分割納付が可能なきは、「納税相談シート（年度内の分割納付希望用）」をご利用ください。

通知書番号	※ 複数の通知書番号があるときは、どれか一枚の通知書番号 をご記入ください。不明の時は空白で結構です		
お名前		生年月日	年 月 日
現在の住所	〒 -		
中野区からの通知書等に 書かれている住所	<input type="checkbox"/> 同上 〒 -		
納める住民税の総額	円	※ これから納める住民税の総額をご記入ください。 総額が不明の時は「〇〇年度分すべて」とご記入 ください。	
分割納付の計画	年 月から 年 月まで、 ( 毎月・年金月 ) に 円ずつ 納付します。		※ 分割納付が可能なきは、計画をご記入く ださい。
連絡先電話番号	( )	※ 中野区からご連絡することがあります。 必ずご記入ください。	
けがや病気で働けない ときはその状況	病気になった日付、概要、手帳や傷病手当金・障害年金等の状況をご記入ください		
備考 (お名前の変更等)			

【現在の経済状況等についてご記入ください】 選択肢があるものは、該当するものに○をつけてください

1. 失業日と以前の職業			
2. 以前の勤務先（または事業 所名等）	名称	所在地	
3. 家族の人数	本人・配偶者・子	人・父・母・その他（ ）	人
4. 収入がある方のお名前 (産休・育休手当等を含みます)			
5. 家族全員の手取り合計月額	円	6. 家賃・住宅ローン月額	円
7. 国民健康保険料月額	円	8. 交通費月額(自己負担分)	円
9. 医療費、介護費用等月額	円	10. 借入金返済月額	

※必要な資料の提出がない場合、この申請は取り下げたものといたします。

## 1. 財産目録

別紙「財産目録」に納税者本人の財産等をご記入ください。

## 2. 世帯の収入がわかる資料（コピー）

世帯全員の収入がわかる資料をご提出ください。 ※失業手当・傷病手当金を含みます  
（直近3か月の給与明細、預貯金の記録、受給者証、帳簿等で収入が確認できるもの）

## 3. 世帯の支出がわかる資料（コピー）

①家賃振込証、賃貸借契約書、住宅ローンの契約書等

②国民健康保険料がわかるもの（中野区の国民健康保険料は、資料提出不要）

③交通費がわかるもの（定期券のコピー、または通勤経路・日数と金額を書いたメモ等）

④医療費、介護費用等がわかるもの（領収書のコピー等）

⑤借入金の残債額と月々の返済額がわかるもの（領収書、契約書等）

⑥その他、生命保険料等、毎月1万円以上の支出があれば、その内容と金額、相手がわかるもの

## 4. 世帯の蓄えがわかる資料（コピー）

①預貯金（20万円以上あるときは、口座・名義人と残高がわかる資料）

②株式等（証券会社、口座・名義人、保有株式等の種類、数量がわかる資料）

③生命保険（保険会社名と証券番号等、契約者名がわかる資料）

④仮想通貨（取り扱い機関、口座等・名義人、保有財産の種類・数量等がわかる資料）

⑤その他、蓄えがあればその資料

## 【注意事項】

## 1. 財産調査・差押等をする場合があります

相談中や分割納付の期間中も、財産調査をする場合があります。分割納付が履行されないときや中野区に伝えていない財産が判明したときは、予告なく差押をする場合があります。

## 2. 督促状・催告書が届きます

法令の規定による督促状が届きます。また、催告書をお送りすることもあります。

## 3. 延滞金がかかる場合があります

納期限を経過した日数に応じて延滞金が計算されます。失業・事業廃止で納税困難な期間については、後日延滞金の減免ができる場合があるので、失業期間等がわかる資料を保管してください。

（退職日のわかる源泉徴収票や失業手当関係書類、就職日のわかる雇用契約書等を保管してください）

## 4. 区は必要に応じてお客様に直接連絡する場合があります。区からの連絡に応答なく、連絡後2日間（土日祝日を含まず）折り返しの連絡もない場合も、この申請を取り下げたものとみなします。

【連絡、郵送先】 中野区税務課 納税相談担当（TEL03-3228-8924）

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号